

[参考]

鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金の事務手続きについて

1. 県へ交付申請書提出 (知事が別に定める日まで)

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は電子メールにより送信してください。

2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○交付決定通知により正式に事業着手することができます。

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 県へ着手届提出

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は電子メールにより送信してください。

4. 事業完了 → 県へ完了届提出

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は電子メールにより送信してください。

◎補助金の支払い

補助金交付要綱に定める実績報告書を提出いただいた後、完了検査(必要に応じて実地検査を実施します。)で適正に実施したことの確認ができましたら、「額の確定通知書」をお送りします。

この「額の確定通知書」をもって、振込口座等を記載した請求書をご提出ください。県が請求書を受領してから、30日以内にご指定口座にお支払いします。これらの手続きについてもその都度ご案内します。

資料提出・問い合わせ先

交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7638 kankou@pref.tottori.jp